

請 願 番 号	請願第10号
件 名	長良小学校プール及び長良公民館建築主体工事を予定どおり実施することを求める請願
受 理 年 月 日	令和2年9月1日
紹 介 議 員	井深正美、森下満寿美、堀田信夫、田中成佳、服部勝弘、松原徳和、高橋和江、原 菜穂子
付 託 委 員 会	文教委員会
<p>(請願要旨)</p> <p>長良小学校プール及び長良公民館建築主体工事(1階公民館・2階プール)が入札不調となった。これまでの公共工事では、入札不調となった場合、その原因を明らかにし、工事単価の引上げ、工事内容の見直しをするなどの対応をした上で、再入札を実施してきたと聞いている。</p> <p>しかし、今回の入札において、教育委員会は入札不調の原因を明らかにせず、再入札に向けた努力もしないまま、プール建設を中止することにした上で、PTAをはじめとする学校関係者や地域住民に対し、プール建設の中止があたかも決定事項のごとく説明している。</p> <p>長良小学校の建て替え工事は、教育施設として、校舎、体育館、プール及び公民館、共同調理場を建設する総事業費約35億円のパッケージとして、平成25年度に基本計画、平成26年度に基本設計、平成27年度に実施設計が行われた。工事は、まず校舎と体育館が建築され、令和2年度からプールと公民館の建築を実施することになっている。</p> <p>今回の長良小学校プール及び長良公民館建築主体工事は、全体工事の締めくくりとも言えるもので、保護者、子ども、地域住民の完成を待つ思いは計り知れない。とりわけ長良小学校の子どもたちにとっては、プールの完成は待ちに待ったものであり、プール建設が中止となれば、期待に胸を膨らませていた子どもたちの思いを踏みにじることになる。</p> <p>この建て替え工事の予算については、今年の3月定例会で議決されたものであり、予算計上された公共工事は、本来遂行すべきである。1回の入札不調を理由にした計画変更は、到底納得できるものではない。</p> <p>よって、教育委員会は、子どもファーストの原点に立ち返り、約束された計画どおり事業を実施すべきである。それが本来果たすべき責任だと考える。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 長良小学校プール及び長良公民館建築主体工事を当初の予定どおり実施すること。</p>	
審 議 結 果	令和 2年 9月24日(木) 不採択